

## 平成24年度山陽小野田市住居表示審議会会議録

- 開催日時 平成24年11月22日(木) 13時30分～14時30分
  - 開催場所 山陽小野田市役所3階 議会会議室1
  - 出席者 淵脇 功、後根 篤、難波正保、嶋田正平、関谷照一、大森弘文  
半矢幸子 以上7名
  - 欠席者 北村茂生、中務敏文 以上2名
- 委員の過半数の出席により開催は有効  
(山陽小野田市住居表示審議会規則第5条)
- 傍聴者 なし
  - 事務局 高橋都市計画課長、渡辺主査、広中主任主事

### ○会議次第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 職員紹介
4. 議事

#### (1) 柿の木坂三丁目の住居表示について

- ①経過報告
- ②新町界及び新町名について
- ③今後の予定について

#### (2) その他

5. 閉会のことば

### (会議内容)

#### (1) 柿の木坂三丁目の住居表示について

##### ①経過報告

●前回の5月の審議会においては次の4点の事項について承認を得た。

- 【1】当該区域の町名は柿の木坂三丁目を予定していること
- 【2】住居表示の方式は、街区方式を予定していること
- 【3】住居表示実施は、平成25年1月を予定していること
- 【4】住居表示実施後の手続き等について

●5月の審議会以降の動きについて報告した。

- 【1】6月25日に今回の住居表示実施区域である柿の木坂三丁目の区域と住居表示の方法を街区方式とすることについて住居表示に

関する法律第3条に基づき市議会に議案を提出し議決を得た。

【2】9月11日に住居表示実施地区にお住まいの方々と自治会役員に対して住居表示実施の予定等について説明会を実施した。住居表示のスケジュールについて説明したが反対の意見はなく賛同を得られた。欠席者には会議の概要等を事後に配布した。

【3】9月14日に自治会回覧にて説明会の内容を周知した。この回覧にて14班の町名を「柿の木坂三丁目」と予定していることを伝え、自治会回覧板にて意見を募ったが反対意見はなかった。

【4】10月3日付けで自治会長及び14班班長の連名にて、町名を柿の木坂三丁目とすることについての同意書を得た。

【5】10月12日住居表示に関する法律第5条の2に基づき住居表示区域と住居表示の方法を公示した。公示の日から30日を経過するまでの間に関係者は変更の請求ができるが、意見はなかった。

●委員からの意見はなかった。

## ②新町界及び新町名について

(委員) 住居表示が実施される住民の感情的な問題はないか

(事務局) 2度の説明会でも反対意見はなく、賛同を得られたと判断する。また、住居表示未実施の現在でも自治会入口にある案内板では柿の木坂三丁目として住居表示番号を利用して掲示されている。このことから違和感なく了解を得られていると判断する。

●新町界を別図2のとおりとすること及び新町名を柿の木坂三丁目とすることについて承認を得た。

## ③今後の予定について

●今後の予定について説明した

12月3日から始まる12月定例会市議会に当該住居表示区域について地方自治法260条に基づき「町及び字の区域を変更することについて」議案を提出し議決を得る予定である。

議決後、1月8日に当該区域を柿の木坂三丁目として平成24年1月19日から住居表示の実施をすることを地方自治法260条に基づき市町告示を行う予定である。この告示により住居表示実施の効力が生じる。また、住居表示に関する法律第3条の定めにより住居表示区

域、期日、方法、街区番号等の告示を行う。

以上の手続きを経て平成25年1月19日に住居表示を実施することになる。本日の審議会での了承を得て12月の議会に議案を提出したい。

●委員からの意見はなかった。

## (2) その他

●その他の意見を尋ねた

(委員) 当該地区は住宅団地形態だが、すでに全区画が埋まっているのか

(事務局) 空き区画はない。1区画が空いているがそこは公園である。

(委員) 今回の住居表示実施区域には複数の自治会があるのか

(事務局) 自治会と住居表示区域は直接には関係がなく、複数の自治会に新町名で住居表示を実施することもあるが、今回は単独自治会での住居表示実施であり、自治会名と新町名も同一のケースである。

(委員) 住民基本台帳の住所変更はいつされるのか

(事務局) 1月19日の住居表示実施と同時である。

●審議が尽きたため閉会した。